

3 3 5－B 地区年次大会議事規則

1. 3 3 5－B 地区第 6 8 回年次大会は大会に参加した地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。キャビネット役員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。

その他の会員および同伴者は、大会に参加することができるが、発言したり投票したりすることはできない。

2. 大会議長（以下議長という）には地区ガバナー、大会副議長には第 1 および第 2 副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
3. 地区キャビネット構成員は、地区年次大会の役員となる。
4. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格証明委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
5. 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切後、及び投票開始に先行して、大会で発表されるものとする。
6. 資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき 1 票を、また大会に提出された各議題について 1 票を、いずれも自分の意志に基づいて投ずる権利を持つ。
7. 議長は下記の委員会を設け、その委員長および副委員長（さらに、必要な場合は顧問）を任命する。これらの委員会は、議長が定める任務を遂行する。

- （1）資格証明委員会
- （2）指名委員会
- （3）選挙委員会
- （4）国際理事推薦委員会
- （5）議事運営委員会
- （6）決議委員会

8. 代議員およびキャビネット役員の委員会の所属は議長がこれを定める。
9. 各委員会の委員長はその議事を主導し、審議結果を大会に報告する。
10. 議決はすべて、出席し投票した構成員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは資格が証明された補欠代議員がこれに代わる。
11. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催 2 週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
12. 提案理由の説明および発言は、一人 3 分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。

1 3. 次期地区ガバナーおよび次期第 1 および第 2 副地区ガバナーの選出は次の方法によるものと
し、選挙は、選挙委員会が管理する。

(1) 次期地区ガバナーの選出

(イ) 単記無記名投票選挙を行う。

(ロ) 過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。

(ハ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、
国際付則第 9 条第 6 (d) 項が適用される。

(2) 次期第 1 副地区ガバナーの選出

(イ) 単記無記名投票選挙を行う。

(ロ) 過半数の得票者をもって次期第 1 副地区ガバナーとする。

(ハ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第 9 条第 6 (d)
項が適用され、地区の会則および付則に従って補充される。

(3) 次期第 2 副地区ガバナーの選出

(イ) 単記無記名投票選挙を行う。

(ロ) 過半数の得票者をもって次期第 2 副地区ガバナーとする。

(ハ) どの候補者も当選に必要な票が得られなかった場合は、候補者の一人が過半数の
票を得るまで投票を行う。但し、いずれの候補者も過半数に満たない場合は同日
に上位 2 名で再度投票を行う。

1 4. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則最新版による。